

令和7年度 離島航路運航安定化支援検証事業 仕様書

1 業務名

令和7年度 離島航路運航安定化支援検証事業

2 契約期間

契約締結の日から令和8年3月31日

3 業務背景・目的

離島航路の多くは、燃料費、人件費、船舶取得の費用など、経営改善による節減が図り難いことに加え、離島地域、特に人口規模の小さい離島においては乗客数が限られることから運賃収入が十分でなく、結果として多額の欠損を計上する構造的な課題を抱えている一方、船舶更新のためには多額の費用を要する。

そのため、県では沖縄県離島航路船舶更新計画に基づき、H24年度～R3年度まで「離島航路運航安定化支援事業」により、離島航路事業者13航路14隻の船舶更新にかかる経費について補助を実施してきた。

本業務は、航路事業者からの船舶更新支援の要望が強いことから、これまでの離島航路運航安定化支援事業を検証し、今後の事業継続の必要性や離島航路の課題等を洗い出し、課題解決に向けた方策を調査、分析、提案するものである。

4 業務内容

(1) 離島航路運航安定化支援事業の実績まとめ

- ・これまでの建造・買取にかかる補助事業の実績まとめ
(補助年月日、総事業費、補助対象費、補助金等の実績取りまとめ)

(2) 内閣府補助・国土交通省補助・リース契約等との比較

- ・県以外が実施する船舶の建造・買取に関する補助事業等を調査し、各補助事業等のメリットデメリットを整理する。

- ①沖縄離島活性化推進事業【内閣府】
- ②地域公共交通確保維持事業（離島航路構造改革補助）【国土交通省】
- ③沖縄離島海運振興（株）のリース方式
- ④鉄道・運輸機構（JRTT）の船舶共有建造事業
- ⑤その他、地方自治体等が実施している事業

(3) 調査内容の取りまとめ

上記(1)及び(2)の調査内容を踏まえ、本事業の課題を整理し、解決に向けた提案をまとめる。

5 成果品

- (1) 報告書（A4版）：1部
- (2) 電子媒体：1部
- (3) 全ての支出の収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類の写し（これを満たさない経費は支払額の対象外となる可能性があります）：1部
- (4) その他担当職員から指示のあったもの：1式

6 積算について

- (1) 経費の区分
 - ア 直接人件費
 - イ 直接経費（謝金、旅費、需用費、役務費、使用料、その他必要経費）
 - ウ 一般管理費＝（直接人件費＋直接経費）×10/100以内
 - エ 消費税（ア～エの合計×0.10）
- (2) 直接経費として計上できない経費
業務内容に照らして当然備えるべき機器・備品等

7 著作権等

委託業務に係る成果品（調査等において収集した資料等を含む）は、沖縄県企画部交通政策課に帰属する。ただし、委託業務にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任及び費用を持って処理するものとする。

また、沖縄県企画部交通政策課の許可を受けずに、委託業務に係る成果品を他に公表、貸与、使用してはならない。

8 再委託の制限等

(1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下に定める「契約の主たる部分」については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

＜契約の主たる部分＞

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画、管理、指導監督、確認検査などの統括的かつ根幹的な業務
- ウ 課題の整理、課題解決に向けた提案等の業務

(2) 再委託の相手方の制限

本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面

による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

＜その他、簡易な業務＞

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

9 その他

- (1) 本仕様書に記載の無い事項で、業務の実施にあたり、必要となる事項については、沖縄県企画部交通政策課及び受託者で協議の上、決定する。
- (2) 本事業の実施にあたり統括責任者を置くこととし、業務委託契約締結後速やかに氏名及び役職等を報告すること。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、必要に応じ、県及び関係者との打ち合わせ協議を実施する（WEB でも可）場合、打ち合わせの内容は認識共有のため議事録を作成し、県の確認を得ること。